

# 「特定法人貸付事業」とは？

農業者の高齢化等が進み、遊休農地の増加が懸念される地域においては、**農業生産法人以外の法人**が農用地を利用できる機会を広げ、その**農業参入を促進**していくことも、遊休農地の解消やその発生防止等を図っていく上で有効です。

このため、農用地の適正かつ効率的な利用が担保されるよう、**賃借権または使用貸借による権利に限定**するなどの仕組みとした上で農業生産法人以外の法人による農用地の権利取得の途を拡大することとし、**市町村または農地保有合理化法人**が、市町村の基本構想にしたがい、一定の要件を満たす農業生産法人以外の法人に対して**農用地の貸し付け**を行う「特定法人貸付事業」が創設されました。

なお、本事業は、構造改革特別区域法による農地法の特例措置及び特区法の特定事業として行われてきた、いわゆる「**リース特区**」を**全国展開**するものとして創設されたものです。

## 参入している法人のパターン

- ア 地場の建設業者が余剰労働力の有効活用を図る、あるいは地域振興の観点から市町村等の働きかけを受け参入
- イ 食品産業が、高品質原料を安定的に確保するため参入
- ウ NPO法人等が農作業体験の機会を作ったり、都市と農村との交流のために営農
- エ 法人によっては、その後、収益性があがらず縮小や撤退をしているものがある一方、規模拡大や農業生産法人に組織変更していく法人もみられる

# 事業の概要

## 参入できる法人

一般の株式会社、NPO法人など、**農業生産法人以外の法人であってもリース方式で農地の権利が取得できます。**

※農業生産法人とは、農地法上、農地の権利を取得できる要件を備えた法人です。

## 参入できる区域

**耕作放棄地や耕作放棄されるおそれのある農地が相当程度あるところで、市町村が農業経営の基盤強化のために作成する基本構想で定めた区域**です。

※リースできる農地は耕作放棄地に限りません。

## 農地の借入れと要件

- ・市町村等との間でしっかり農業を行うこと等の協定を締結すれば、**市町村または農地保有合理化法人から農地を借りる**ことができます。
- ・耕作等に常時従事する人の中に、業務執行役員が1人以上いれば借入れができます。

## 契約の解除や更新

農業をやめるなど**協定に違反した場合には、リース契約が解除され得る仕組み**となっています。

協定違反がない限り、リース契約が解除されることはないので、期間中は安心して農地を利用することができます。

また、期間満了時には、農地の所有者等の了解を得た上で、借入期間を延長することが可能です。

# 特定法人貸付事業により期待できる効果

## 1. 遊休農地の再生・利用が可能です

- ・ 企業（例えば建設業等）であれば、企業が所有する重機等を活用して、手つかずにあった荒廃農地の抜根・整地を行うことができ、農地の再生・利用が可能になります。

## 2. 農地の貸し借りも安心です

- ・ 自治体等が仲介役となって農地の貸し借りを結ぶことにより、農地の所有者も安心して農地を貸し出すことができ、また借り受ける者も一方的な途中解約等の不安もなく安心して農地を利用することができます。
- ・ また、参入区域を設定することによって、既存の耕作者の農地利用を阻害することもなくなります。

## 3. 地元産業の支援につながります

- ・ 現在参入を希望している企業等の多くが地元の法人です。事業量の減少で苦しむ建設業の経営改善や、食品産業による地元農産物の活用を通じた地産地消の推進、またNPO法人等の取組みを通じた都市農村交流等、幅広い企業等の活動の支援につながります。

## 4. 地域の活性化につながります

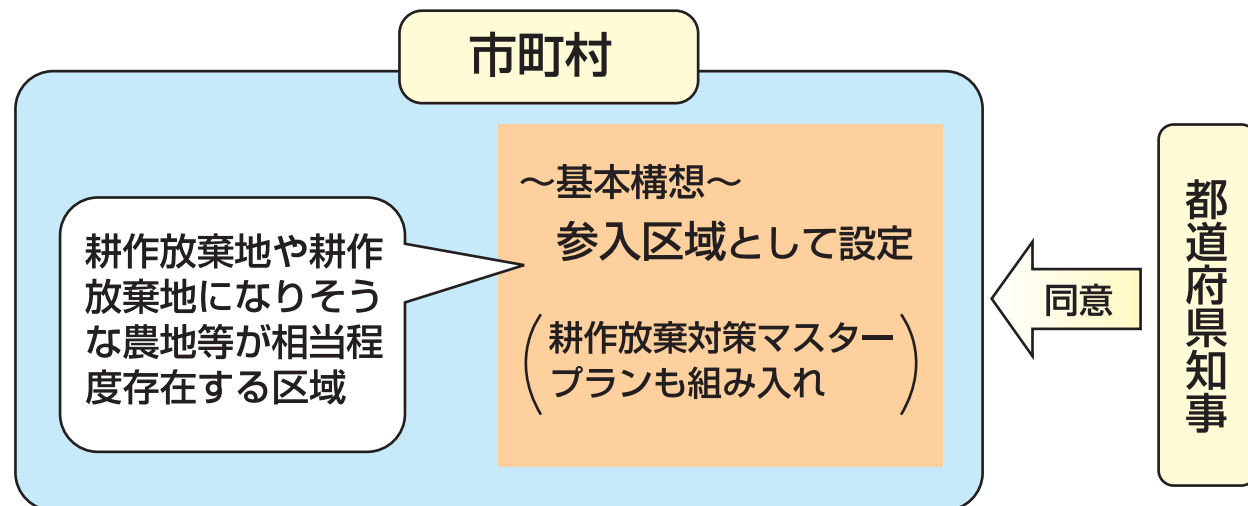
- ・ いったん企業等の手により遊休農地の再生が図られると、他の遊休農地の所有者や高齢農家も、農地の貸付、耕作を依頼することが多くなります。企業側も地域の方々と融け合う必要性を理解し、草刈りや水路掃除等、集落の様々な活動にも進んで参加しており、さらに地域内の連携が深まり、地域全体の活性化にもつながります。

# 特定法人貸付事業の仕組み

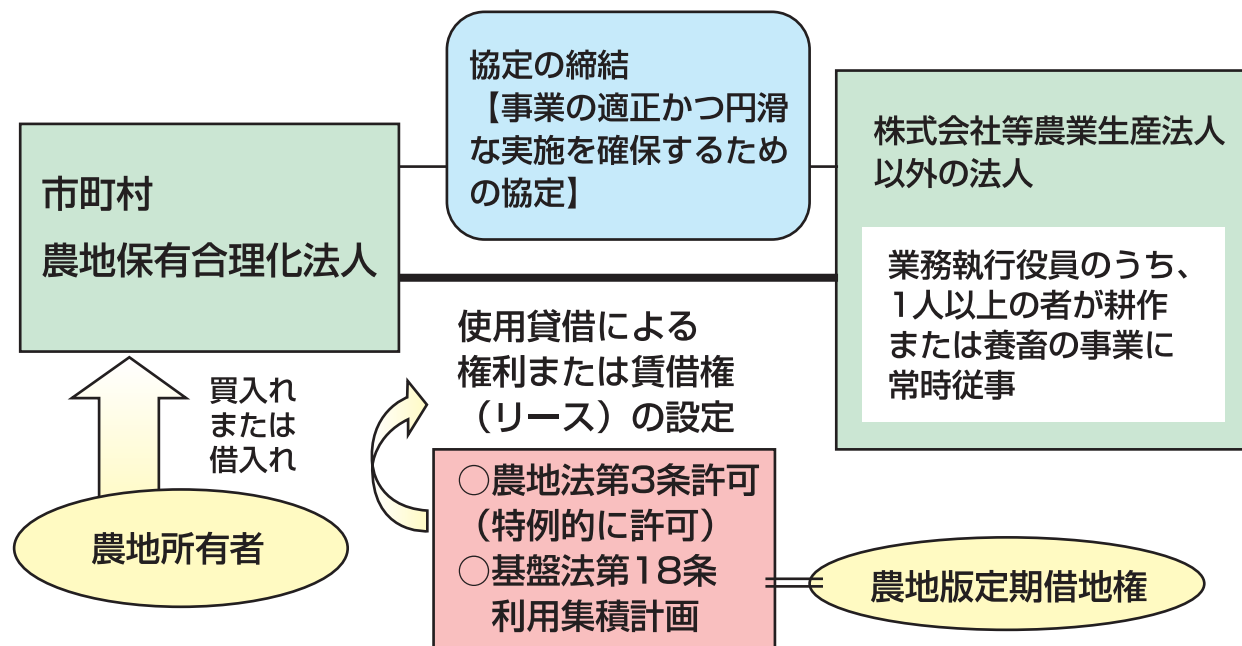
## 制度の仕組み

## 農業經營基盤強化促進法

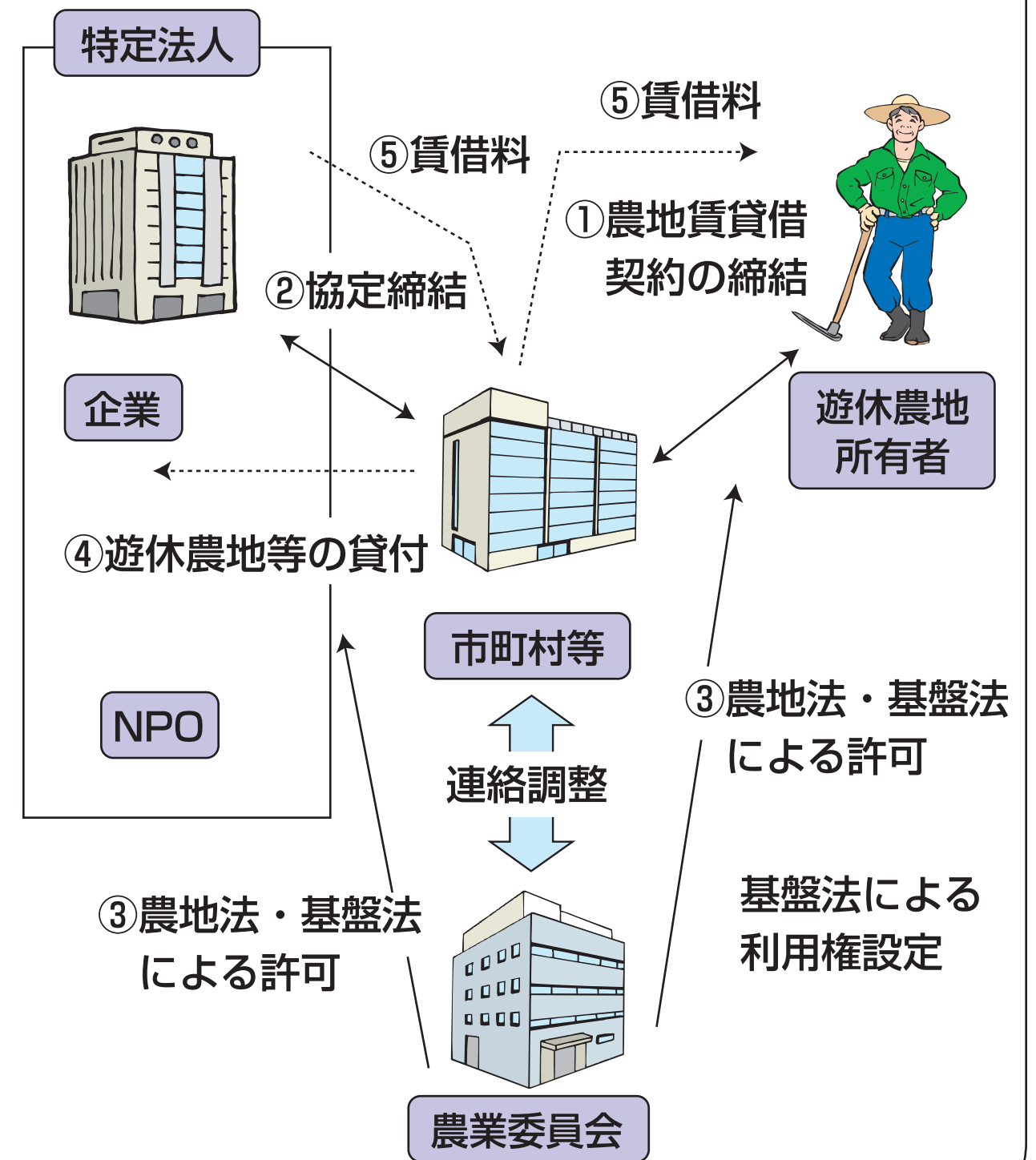
## ①基本構想に規定 [特定法人貸付事業]



## ② 農業生産法人以外の法人への農地等の貸付け



## 農地の貸し借りの流れ



# 農業生産法人以外の法人の農業参入の状況（平成20年9月1日現在）

## 1 組織形態・業種別

（単位：法人）

| 参入法人数         | 組織形態別        |             |             | 業 種 別        |             |              |               |
|---------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|--------------|---------------|
|               | 株式会社         | 特例有限会社      | NPO等        | 建設業          | 食品会社        | その他          | 農業生産法人に移行したもの |
| 320<br>(100%) | 170<br>(53%) | 85<br>(27%) | 65<br>(20%) | 104<br>(33%) | 65<br>(20%) | 144<br>(45%) | 7<br>(2%)     |

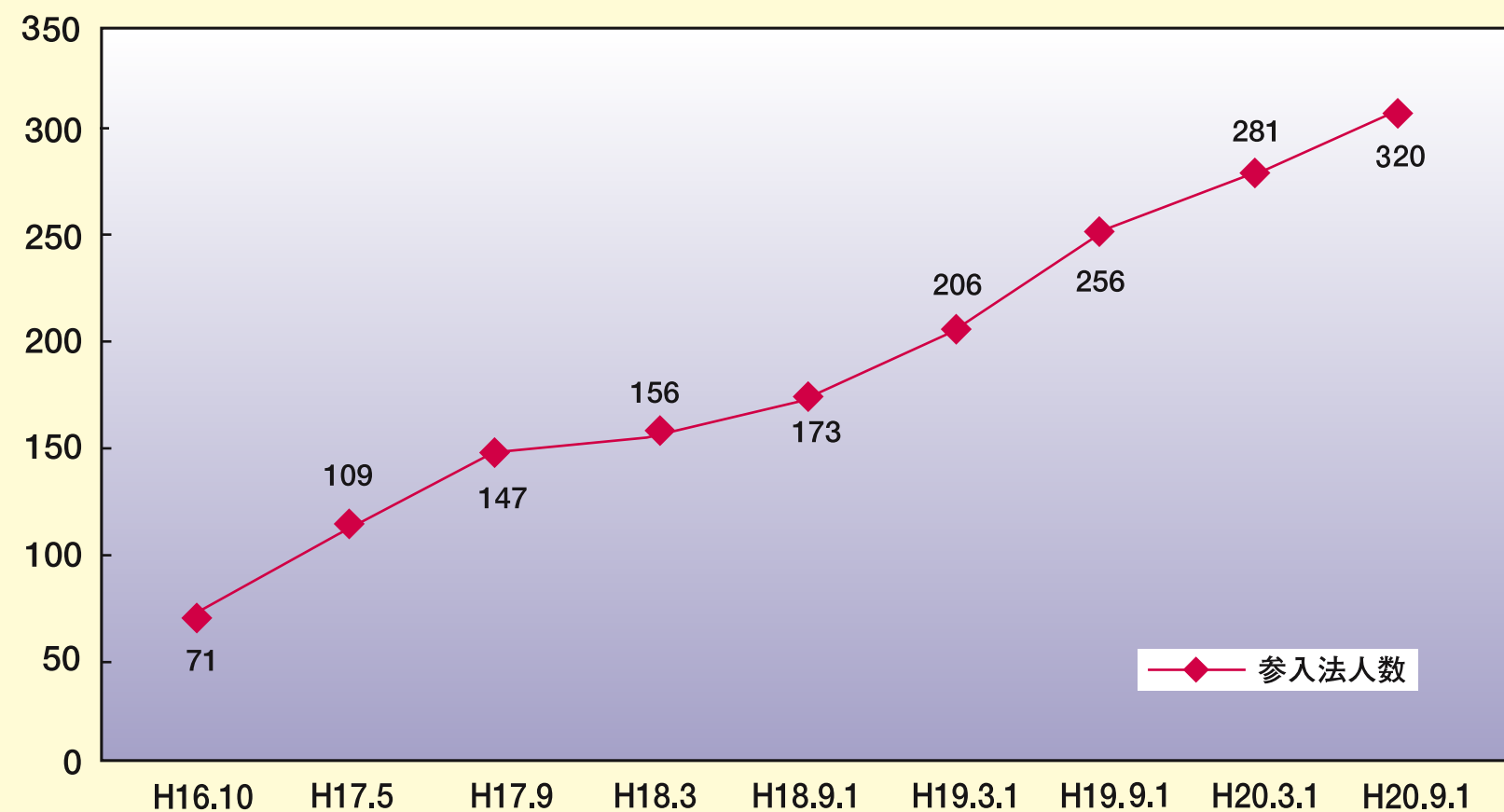
## 2 作物別

（単位：法人）

|       | 合計            | 米麦          | 野菜           | 果樹          | 畜産        | 花き         | 工芸作物       | 複合          |
|-------|---------------|-------------|--------------|-------------|-----------|------------|------------|-------------|
| 参入法人数 | 320<br>(100%) | 56<br>(18%) | 124<br>(39%) | 50<br>(17%) | 5<br>(3%) | 11<br>(2%) | 11<br>(3%) | 63<br>(17%) |

## 3 参入法人数の推移

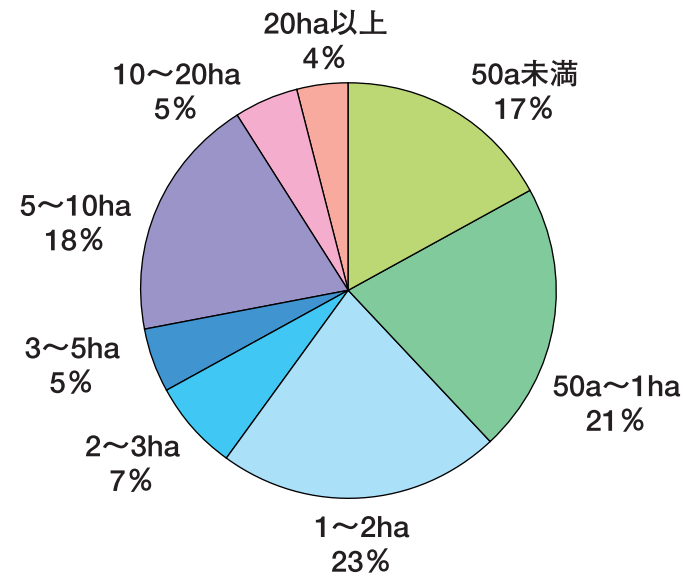
参入法人数



# 農外から農業に参入した法人に対するアンケート調査結果

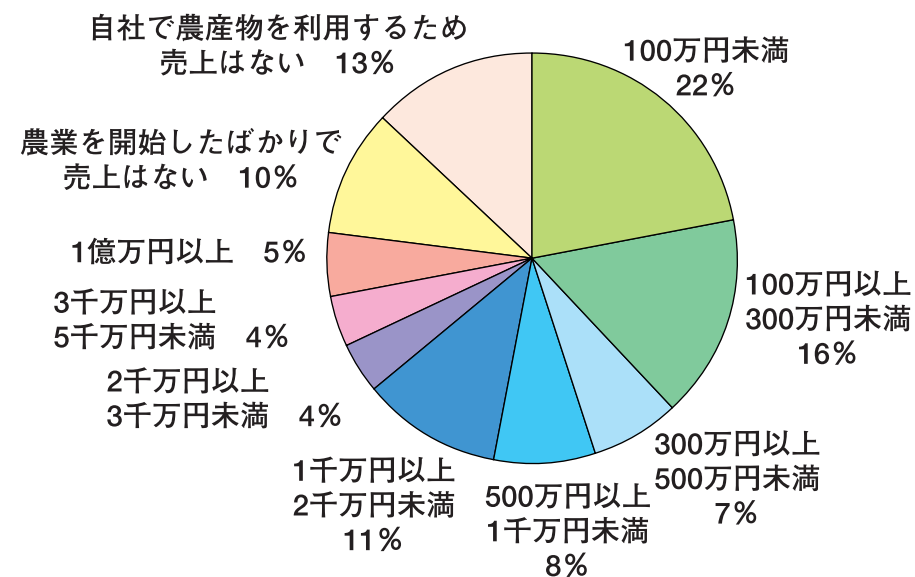
農業参入法人連絡協議会（会長：櫻井武寛（株）一ノ蔵会長）では、全国農業会議所と共同で、農外から農業に参入した法人270法人（本年3月1日現在281法人）に対しアンケート調査を実施し、このほど、その概要をとりまとめました（回答のあった法人数82、回収率30%）。

## 【1】経営面積



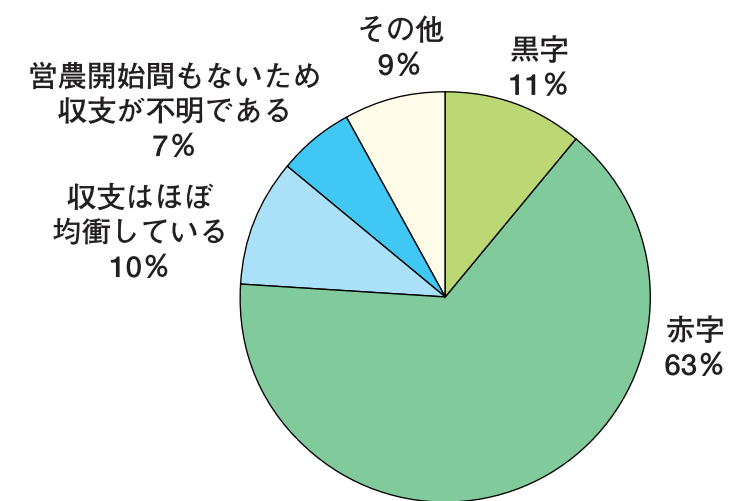
経営面積は1ha以上が6割を占め、10ha以上の法人も9%ある。  
なお、回答のあった法人の56%が参入当初に比べて経営規模を拡大しており、当初の規模を維持している法人も43%を占めている。

## 【2】農業の売上高



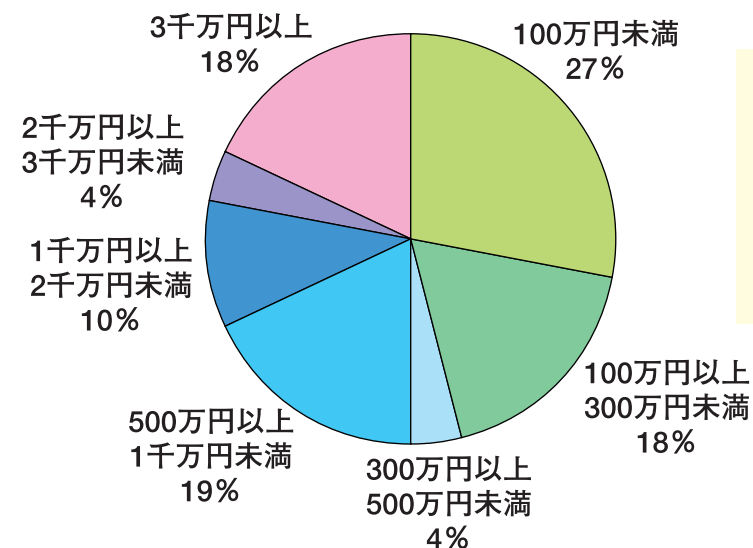
100万円未満22%、100～300万円未満16%で、これらで全体の3分の1強となっているが、1千万円を超える法人の割合も24%となっている。  
なかには1億円以上の売り上げをあげる法人も5%ある。

## 【3】農業部門の経営状況



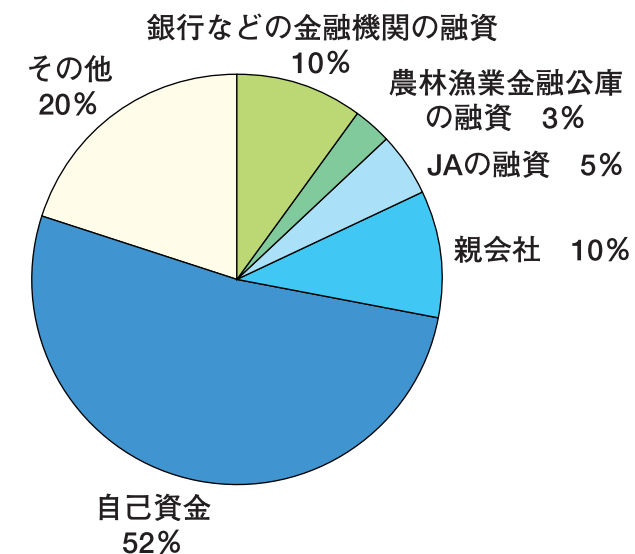
参入法人の63%が赤字と答えており、黒字11%、収支ほぼ均衡10%を大きく上回っている。

## 【4】初期投資の状況



参入にあたっての初期投資額は100万円未満27%、100万～300万円が18%であり、500万円未満が全体のほぼ半数を占めているが、3千万円を超える法人も18%ある。

## 【5】初期投資の調達先



初期投資の調達先は、全額自己資金によるとするものが52%、親会社からが10%となっており、その他の中に自己資金と他の資金との組み合わせもあることから判断すると、全体の約3分の2が親会社を含む自己資金に依存している形となっている。